

(別紙)

## 新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成25年12月20日現在の法令に基づくものである。ただし、相続税の申告書等は平成26年4月1日現在の法令に基づくものである。</u></p> <p>(第1 省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2 相続税関係</b></p> <p>(1～13-6 省略) <u>(削除)</u> <u>13-8 同(第8の5表)</u> (14～37-2-1 省略) <u>(削除)</u> <u>37-2-3 同(第8の5表)</u> (37-3～60 省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3 贈与税関係</b></p> <p>(1～24 省略) <u>25 事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書</u> <u>26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づく通知書(通知用)</u></p> <p>(第4～第7 省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8 納税猶予関係</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>(注) 簿書様式は、<u>平成25年12月20日現在の法令に基づくものである。</u></p> <p>(第1 同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2 相続税関係</b></p> <p>(1～13-6 同左) <u>13-7 同(第8の4表)</u> <u>(新規)</u> (14～37-2-1 同左) <u>37-2-2 同(第8の4表)</u> <u>(新規)</u> (37-3～60 同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第3 贈与税関係</b></p> <p>(1～24 同左) <u>(新規)</u> <u>(新規)</u></p> <p>(第4～第7 同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第8 納税猶予関係</b></p>

- (1～19 省略)
- 20 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書
- (21～23 省略)
- 24 代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）
- 25 代替農地等の取得等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）
- (26 省略)
- 27 代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号又は第9号）
- (28～31 省略)
- 32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第10号）
- (33～105 省略)
- 105-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書
- (106～115 省略)

第9 措法第40条の規定による承認申請関係

- (1～32 省略)
- 33 租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書
- 33-1 租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書
- 33-2 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書
- 33-3 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書
- 33-4 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書
- 34 租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書
- 34-1 租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第3項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書
- 35 租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書
- (36～37 省略)

- (1～19 同左)
- 20 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書
- (21～23 同左)
- 24 代替農地等の取得に関する承認申請書（納税猶予事案用）
- 25 代替農地等の取得に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）
- (26 同左)
- 27 代替農地等取得の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号）
- (28～31 同左)
- 32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第9号）
- (33～105 同左)
- (新規)
- (106～115 同左)

第9 措法第40条の規定による承認申請関係

- (1～32 同左)
- 33 租税特別措置法第40条第10項の規定による公益法人等が(旧)幼保連携型認定こども園の設置のために財産等を贈与する場合の届出書
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- (新規)
- 34 租税特別措置法第40条第12項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書
- (新規)
- 35 租税特別措置法施行令第25条の17第24項の規定による公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書
- (36～37 同左)

(第10～第11 省略)

(第10～第11 同左)

2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 相続税の申告書（第1表）	様式1のとおりとする。
2 同（控用）	様式2のとおりとする。
3 相続税の申告書（第1表続）	様式3のとおりとする。
4 同（控用）	様式4のとおりとする。
5 相続税の申告書（第1表の付表1）	様式5のとおりとする。
6 同（第1表の付表2）	様式6のとおりとする。
6-1 同（第1表の付表3）	様式7のとおりとする。
6-2 同（第1表の付表4）	様式8のとおりとする。
8 同（第3表）	様式9のとおりとする。
13 同（第8表）	様式10のとおりとする。
13-1 同（第8の2表）	様式11のとおりとする。
13-5 同（第8の3表）	様式12のとおりとする。
13-8 同（第8の5表）	様式13のとおりとする。（新規）
25 同（第14表）	様式14のとおりとする。
26 同（第15表）	様式15のとおりとする。
27 同（控用）	様式16のとおりとする。
28 相続税の申告書（第15表続）	様式17のとおりとする。
29 同（控用）	様式18のとおりとする。
31 遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書	様式19のとおりとする。
33 相続税の修正申告書（第1表）	様式20のとおりとする。
34 同（第1表続）	様式21のとおりとする。
35 同（第3表・第8表2）	様式22のとおりとする。
36 同（第3表（続）・第8表2（続））	様式23のとおりとする。
37-1 同（第8の2表）	様式24のとおりとする。
37-2-1 同（第8の3表）	様式25のとおりとする。

37-2-3 同（第8の5表）	様式26のとおりとする。（新規）
38 同（第15表）	様式27のとおりとする。
59 相続税法第49条第1項の規定に基づく開示請求書	様式28のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
25 事業の譲渡等に伴う教育資金管理契約に関する事務の移管の届出書	様式29のとおりとする。（新規）
26 教育資金非課税に関する租税特別措置法第70条の2の2第14項の規定に基づく通知書（通知用）	様式30のとおりとする。（新規）

第6 《財産評価関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
3 平成 年分 特定路線価回答書	様式31のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
4 贈与税の納税猶予の継続届出書	様式32のとおりとする。
4-1 相続税の納税猶予の継続届出書	様式33のとおりとする。
5 別紙1 特例農地等に係る農業経営に関する明細書（1 継続届出書の提出期限の属する年の前1年目における特例農地等に係る農業経営に関する明細）	様式34のとおりとする。
7-1 別紙2 特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書	様式35のとおりとする。
8 特例農地等の異動の明細書	様式36のとおりとする。
20 納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の特例の適用に関する届出書	様式37のとおりとする。
21 同（付表）	様式38のとおりとする。
24 代替農地等の取得等に関する承認申請書（納税猶予事案用）	様式39のとおりとする。
25 代替農地等の取得等に関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式40のとおりとする。
26 代替農地等の取得価額等の明細書	様式41のとおりとする。
27 代替農地等の取得等の承認を受けている場合の譲渡等をした特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第8号又は第9号）	様式42のとおりとする。

28 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当に関する承認申請書（納税猶予事案用）	様式43のとおりとする。
30 買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書	様式44のとおりとする。
31 都市営農農地等該当に関する明細書	様式45のとおりとする。
32 代替農地等の取得又は都市営農農地等該当の承認を受けている場合の買取りの申出等に係る特例農地等の明細書（租税特別措置法施行規則第23条の8第3項第10号）	様式46のとおりとする。
72 贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	様式47のとおりとする。
73 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等	様式48のとおりとする。
75 貸付特例適用農地等の（変更）届出書（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）	様式49のとおりとする。
76 相続税の特例農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書	様式50のとおりとする。
77 別紙 貸付特例適用農地等及び借受代替農地等の明細書等	様式51のとおりとする。
78 一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書	様式52のとおりとする。
79 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請書	様式53のとおりとする。
80 同付表	様式54のとおりとする。
81 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式55のとおりとする。
82 一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書	様式56のとおりとする。
83 一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書	様式57のとおりとする。
83-1 営農困難時貸付けに関する届出書	様式58のとおりとする。
83-3 「営農困難時貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式59のとおりとする。
83-4 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書	様式60のとおりとする。
83-6 「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	様式61のとおりとする。
83-7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	様式62のとおりとする。
83-9 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書	様式63のとおりとする。
83-11 「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	様式64のとおりとする。
83-12 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請に対する承認（却下）書（通知用）	様式65のとおりとする。
83-13 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに新たな営農困難時貸付けを行った農地等の明細書	様式66のとおりとする。

83-14 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を相続税の申告期限までに自己の農業の用に供した農地等の明細書	様式67のとおりとする。
83-15 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった贈与税の納税猶予の適用を受ける営農困難時貸付農地等を耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から1年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みの農地等の明細書	様式68のとおりとする。
83-16-1 贈与税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書	様式69のとおりとする。
83-16-2 相続税の納税猶予の特定貸付けに関する届出書	様式70のとおりとする。
83-17 同(付表1)	様式71のとおりとする。
83-18 同(付表2の1)	様式72のとおりとする。
83-19 同(付表2の2)	様式73のとおりとする。
83-20 「特定貸付けに関する届出書」の添付書類一覧	様式74のとおりとする。
83-21 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書	様式75のとおりとする。
83-23 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等について新たな特定貸付けを行った旨の届出書」の添付書類一覧	様式76のとおりとする。
83-24 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等を自己の農業の用に供した旨の届出書	様式77のとおりとする。
83-26 賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書	様式78のとおりとする。
83-28 「賃借権等の消滅又は耕作の放棄があった特定貸付農地等に係る新たな特定貸付けに関する承認申請書」の添付書類一覧	様式79のとおりとする。
84 贈与税の免除届出書	様式80のとおりとする。
84-1 相続税の免除届出書	様式81のとおりとする。
105-1 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の新法選択届出書	様式82のとおりとする。(新規)

第9 《措法第40条の規定による承認申請関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
5 同(第3表)	様式83のとおりとする。
33-1 租税特別措置法第40条第11項の規定による公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合の届出書	様式84のとおりとする。(新規)
33-2 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた当初法人から公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与を受けた場合の届出書	様式85のとおりとする。(新規)
33-3 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による特定一般法人から公益目的支出計画に基づき贈与を受けた場合の届出書	様式86のとおりとする。(新規)

<p>33-4 租税特別措置法第40条第12項の規定により準用する同条第11項の規定による譲渡法人から幼保連携型認定こども園の設置のために財産等の贈与を受けた場合の届出書</p>	<p>様式87のとおりとする。(新規)</p>
<p>34 租税特別措置法第40条第14項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書</p>	<p>様式88のとおりとする。</p>
<p>34-1 租税特別措置法第40条第16項の規定による公益法人等が所有する資産が同条第3項に規定する財産等であることの確認をする場合の確認申請書</p>	<p>様式89のとおりとする。(新規)</p>
<p>35 租税特別措置法施行令第25条の17第28項の規定における公益法人等が公益認定を取り消された場合の届出書</p>	<p>様式90のとおりとする。</p>

# 相続税の申告書

FD3553

税務署長 \_\_\_\_\_ 年 月 日 提出  
 相続開始年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日  
 ※申告期限延長日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
(被相続人)					
氏名		氏名		氏名	
生年月日		生年月日(年齢)		生年月日(年齢)	
住所		住所		住所	
(電話番号)		(電話番号)		(電話番号)	
被相続人との続柄		職業		職業	
取得原因		取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。	取得原因	相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与
※整理番号		※整理番号		※整理番号	
取得財産の価額(第11表③)	①	取得財産の価額(第11表③)		取得財産の価額(第11表③)	
相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	②	相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)		相続時精算課税適用財産の価額(第11の2表1⑦)	
債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	③	債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)		債務及び葬式費用の金額(第13表3⑦)	
純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	④	純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)		純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	⑤	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)		純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第14表1④)	
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	⑥	課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)		課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)	
法定相続人の数		遺産に係る基礎控除額		法定相続人の数	
相続税の総額	⑦	相続税の総額		相続税の総額	
一般の場合(⑩の場合を除く)	⑧	一般の場合(⑩の場合を除く)		一般の場合(⑩の場合を除く)	
農地等納税猶予を受けられる場合	⑩	農地等納税猶予を受けられる場合		農地等納税猶予を受けられる場合	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	⑪	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)		相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額(第4表1⑤)	
暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2②)	⑫	暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2②)		暦年課税分の贈与税額控除額(第4表2②)	
配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)	⑬	配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)		配偶者の税額軽減額(第5表①又は②)	
未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)	⑭	未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)		未成年者控除額(第6表1②、③又は⑥)	
障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)	⑮	障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)		障害者控除額(第6表2②、③又は⑥)	
相次相続控除額(第7表③又は④)	⑯	相次相続控除額(第7表③又は④)		相次相続控除額(第7表③又は④)	
外国税額控除額(第8表1⑧)	⑰	外国税額控除額(第8表1⑧)		外国税額控除額(第8表1⑧)	
計	⑱	計		計	
差引税額(⑱+⑲-⑳)又は⑳+⑲-㉑(赤字のときは0)	⑲	差引税額(⑱+⑲-⑳)又は⑳+⑲-㉑(赤字のときは0)		差引税額(⑱+⑲-⑳)又は⑳+⑲-㉑(赤字のときは0)	
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第1の2表②)	㉒	相続時精算課税分の贈与税額控除額(第1の2表②)		相続時精算課税分の贈与税額控除額(第1の2表②)	
医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)	㉓	医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)		医療法人持分税額控除額(第8の4表2B)	
小計(㉒-㉓-㉔)(黒字のときは100円未満切捨て)	㉔	小計(㉒-㉓-㉔)(黒字のときは100円未満切捨て)		小計(㉒-㉓-㉔)(黒字のときは100円未満切捨て)	
農地等納税猶予税額(第8表2⑦)	㉕	農地等納税猶予税額(第8表2⑦)		農地等納税猶予税額(第8表2⑦)	
株式等納税猶予税額(第8の2表2⑩)	㉖	株式等納税猶予税額(第8の2表2⑩)		株式等納税猶予税額(第8の2表2⑩)	
山林納税猶予税額(第8の3表2⑧)	㉗	山林納税猶予税額(第8の3表2⑧)		山林納税猶予税額(第8の3表2⑧)	
医療法人持分納税猶予税額(第8の4表2A)	㉘	医療法人持分納税猶予税額(第8の4表2A)		医療法人持分納税猶予税額(第8の4表2A)	
申告納税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)	㉙	申告納税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)		申告納税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)	
申告期限までに納付すべき税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)	㉚	申告期限までに納付すべき税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)		申告期限までに納付すべき税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)	
還付される税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)	㉛	還付される税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)		還付される税額(㉔-㉕-㉖-㉗-㉘)	

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。また、申告書と添付資料を一緒にとじないでください。

※の項目は記入する必要がありません。

第1表 (平成26年分以降用)

※税務署整理欄 通信日付印 年月日 (確認) 者印

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表②)があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 \_\_\_\_\_

申告区分 \_\_\_\_\_ 年分 \_\_\_\_\_ 名簿番号 \_\_\_\_\_

申告年月日 \_\_\_\_\_ グループ番号 \_\_\_\_\_ 捺印 \_\_\_\_\_

第1表 (平26, 7) (資4-20-1-1-A 4 続一)  税理士法第30条の書面提出有  税理士法第33条の2の書面提出有

# 相続税の申告書

税務署長

年 月 日 提出

相続開始年月日 年 月 日

○フリガナは、必ず記入してください。

フリガナ		各人の合計		財産を取得した人	
(被相続人)					
氏名					印
生年月日	年 月 日 (年齢 歳)				年 月 日 (年齢 歳)
住所					〒
(電話番号)					( - - )
被相続人との続柄	職業				
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与		
※整理番号					
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①		円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③			
	純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤			
	課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥			
各人の算出税額の計算	法定相続人の数				円
	遺産に係る基礎控除額				
	相続税の総額	⑦			
	一般の場合 (あん分割合(各人の⑧)の⑩の場合を除く)	⑧	1.00		
	算出税額 (⑦×⑧)	⑨			
	農地等納税猶予の適用を受ける場合 (第3表⑫)	⑩			
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑮)	⑪			
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表2⑬)	⑫			
	配偶者の税額軽減額 (第5表⑭又は⑮)	⑬			
	未成年者控除額 (第6表1⑯、⑳又は㉑)	⑭			
	障害者控除額 (第6表2㉒、㉓又は㉔)	⑮			
	相次相続控除額 (第7表㉕又は㉖)	⑯			
	外国税額控除額 (第8表1⑳)	⑰			
	計	⑱			
	差引税額 (⑱+⑲-⑲)又は(⑲+⑲-⑲) (赤字のときは0)	⑲			
	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (第11の2表⑳)	⑳			
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉑			
	小計 (⑲-⑳-㉑) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉒			
	農地等納税猶予税額 (第8表2㉒)	㉓			
	株式等納税猶予税額 (第8の2表2㉓)	㉔			
	山林納税猶予税額 (第8の3表2㉔)	㉕			
	医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉖			
	申告書期限内に納税額を納付すべき税額 (⑲-⑳-㉑-㉓-㉔-㉕-㉖)	㉗			
	還付される税額 (㉓-㉔-㉕-㉖)	㉘			

(注) ⑳欄の金額が赤字となる場合は、㉓欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、㉓欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額 (第11の2表㉓) があるときの㉓欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

第1表 (平成26年分以降用)

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号

印

# 相続税の申告書(続)

FD3554

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

○フリガナは、必ず記入してください。

		※申告期限延長日				年 月 日				※申告期限延長日				年 月 日						
フリガナ		財産を取得した人								財産を取得した人										
氏名		〒								〒										
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)								年 月 日 (年齢 歳)										
住所 (電話番号)		( - - )								( - - )										
被相続人との続柄	職業																			
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与								相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与										
※整理番号																				
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	①									円									円
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②																		
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③																		
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④																		
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤																		
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥																		000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数	⑦																		
	相続税の総額	⑧																		
	一般の場合 (⑧の場合を除く)	⑨									円									円
	あん分割合 (各人の⑧) (⑨の場合を除く)	⑩																		
	農地等納税額 の適用を受ける場合 (第3表⑤)	⑪									円									円
各人の納付・還付税額の計算	暦年課税分の額 と税額控除額 (第4表2③)	⑫																		
	配偶者の税額軽減額 (第5表④又は⑤)	⑬																		
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑭																		
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑮																		
	相次相続控除額 (第7表③又は④)	⑯																		
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰																		
	計	⑱																		
差引税額 (⑱+⑫-⑬)又は(⑱+⑫-⑬) (赤字のときは0)	⑲																			
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表⑤)	⑳									00									00	
医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉑																			
小計(⑲-⑳-㉑) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉒																			
農地等納税額予税額 (第8表2⑦)	㉓									00									00	
株式等納税額予税額 (第8の2表2⑩)	㉔									00									00	
山林納税額予税額 (第8の3表2⑧)	㉕									00									00	
医療法人持分納税額予税額 (第8の4表2A)	㉖									00									00	
申告納付すべき税額 (⑲-⑳-㉑-㉒-㉓-㉔-㉕)	㉗									00									00	
還付される税額	㉘									△									△	

※の項目は記入する必要がありません。

(注) ⑳欄の金額が赤字となる場合は、㉑欄の左端に△を付けてください。なお、この場合で、㉑欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑤)があるときの㉑欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務整理番号	申告区分	申告年月日	年分	名簿番号	グループ番号	捺印

第1表(続) (平26.7) (資4-20-2-1-A4続-)

第1表(続) (平成26年分以降用)

# 相続税の申告書(続)

フリガナは、必ず記入してください。

		財産を取得した人										財産を取得した人												
フリガナ																								
氏名		印										印												
生年月日		年 月 日 (年齢 歳)										年 月 日 (年齢 歳)												
住所 (電話番号)		〒 ( - - )										〒 ( - - )												
被相続人との続柄																								
職業																								
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与										相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与												
※整理番号																								
課税 価格 の 計算	取得財産の価額 (第11表③)	①											円											円
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②																						
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③																						
	純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④																						
	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤																						
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥																						
各人の 算出 税額 の 計算	法定相続人の数	⑦																						
	相続税の総額	⑧																						
	一般の場合 (⑧の場合を除く)	⑨											円											円
	農地等納税 猶予の適用 を受ける場合	⑩																						
	相続税額の2割加算が 行われる場合の加算金額 (第4表1⑤)	⑪											円											円
各 人 の 納 付 税 額 の 計 算	暦年課税分の 贈与税額控除額 (第4表2②)	⑫																						
	配偶者の税額軽減額 (第5表①又は②)	⑬																						
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑭																						
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑮																						
	相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	⑯																						
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰																						
	計	⑱																						
	差引税額 (⑱+⑩-⑪)又は(⑱+⑩-⑪) (赤字のときは0)	⑲																						
	相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表⑧)	⑳																						
	医療法人持分税額控除額 (第8の4表2B)	㉑																						
小計(⑲-㉑-㉒) (黒字のときは100円未満切捨て)	㉒																							
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	㉓																							
株式等納税猶予税額 (第8の2表2④)	㉔																							
山林納税猶予税額 (第8の3表2③)	㉕																							
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	㉖																							
申告 納税額 (㉒-㉓-㉔-㉕-㉖)	㉗																							
申告期限までに 納付すべき税額 (㉒-㉓-㉔-㉕-㉖)	㉘																							
還付される税額	㉙	△											△											

第1表(続) (平成26年分以降用)

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑨)があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

## 納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

第1表の付表1 (平成26年分以降用)

税務  
受付  
印

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。  
 ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合  
 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合  
 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

**1 死亡した者の住所・氏名等**

住所		フリガナ		相続 開始 年月 日	平成 年 月 日
----	--	------	--	---------------------	----------

<b>2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額</b>	納付すべき税額 <small>(相続税の申告書第1表の②の金額)</small>	円		還付される税額 <small>(相続税の申告書第1表の③の金額)</small>	△	円	.....A
-------------------------------	---	---	--	---	---	---	--------

**3 相続人等の代表者の指定** 相続人等の  
(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。) 代表者の氏名 \_\_\_\_\_

**4 限定承認の有無** 限定承認  
(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)

	〒	〒	〒	〒	
(1) 住所					
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
※ 整理欄 <small>〔記入しないでください。〕</small>	⑩	⑩	⑩	⑩	
<b>5 相続人等に関する事項</b>	職業	続柄	職業	続柄	
(3) 職業及び被相続人との続柄					
(4) 生年月日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日	
(5) 電話番号					
(6) 承継割合.....B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定	
(7) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円	円	円	円	
(8) 各人の(7)の合計	_____円				
(9) (7)の(8)に対する割合 <small><math>\frac{(7)}{(8)}</math></small>	_____	_____	_____	_____	
<b>6 税額</b>	納付すべき税額 <small>(各人の100円未満切捨て)</small>	00円	00円	00円	00円
A × B	還付される税額	△	円	△	円

第1表の付表1 (平26.7)

(資4-20-1-2-A4統一)

## 書 き か た 等

## 《使用目的等》

- 1 この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。なお、死亡した人の相続税の申告書を提出すべき者が1名である場合には、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。
- 2 この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 3 共同で申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。

## 《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、《使用目的等》の1により、この第1表の付表1の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
  - (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人又は包括受遺者」と記入し、署名、なつ印してください。

## 《第1表の付表1の書きかた》

- 1 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄  
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
- 2 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄  
死亡した人の申告書第1表の②欄（還付になる場合には③欄）の金額を転記してください。
- 3 「5 相続人等に関する事項」  
共同で申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
  - (1) 「住所」欄  
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所を記入してください。
  - (2) 「氏名」欄  
この第1表の付表1により共同で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。  
なお、共同で申告できない相続人や包括受遺者については、氏名を○で囲んでください。
  - (3) 「承継割合・・・B」欄  
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。  
（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。  
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被 相 続 人 に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がいらない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

- （注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。
- (4) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄  
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。  
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「6 税額」欄  
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5（6）承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。  
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円単位まで記入してください。

(平26.7)

還付される税額の受取場所

被相続人

第1表の付表2 (平成26年分以降用)

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	
		その他 ( )					
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合	
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	
		その他 ( )					
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合	
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	
		その他 ( )					
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合	
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等	

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合					
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	
		その他 ( )					
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合				郵便局等の窓口での受取りの場合	
		記号番号 (7～13桁)				郵便局名等	

## 還付される税額の受取場所の書き方

還付申告（※1）の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。  
 なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

- ※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。
- ※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を承継した人をいいます。

《記載例》

### ○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ		○	○	△	△		本店・支店 出張所 本所・支所				
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	×	×	×	×	×	×
		その他 ( )									
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の口座番号(7桁以内)					
	記号番号 (7～13桁)				郵便局名等						

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。  
 口座番号欄には、**口座番号のみ**を左詰めで書いてください。  
 ※ インターネット専業銀行については、特定の銀行を除いて還付金の振込みはできませんので、振込みの可否については取引している銀行にお問い合わせください。

### ○ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ							本店・支店 出張所 本所・支所				
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	.	.	.	.	.	.
		その他 ( )									
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
	記号番号 (7～13桁)	1 × × × 0 - × × × × × × × 1			郵便局名等						

記号部分(5桁) 番号部分(2～8桁)

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください。

### ○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ							本店・支店 出張所 本所・支所				
氏名	預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号	.	.	.	.	.	.
		その他 ( )									
	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
	記号番号 (7～13桁)				郵便局名等		ゆうちょ銀行□□支店 又は ○○郵便局				

受取りに利用される郵便局名等を書いてください。

(平26.7)

## 受益者等が存しない信託等に係る相続税額の 計算明細書

被相続人

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が相続税の申告書を提出する場合に作成します。  
なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。

受託者の  
名称又は氏名  
(法人整理番号)

( )

第1表の付表3 (平成26年分以降用)

1 信託の明細	
番号	信託の名称 営業所等の名称及び所在地
1	
2	
3	

2 信託に関する権利の明細								
番号	種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	外国税額控除額
					固定資産税 評価額	倍数		
							円	円
信託に関する権利の価額の合計額等							①	②

(注) 1 「番号」欄は、記載する資産が属する信託財産の上記「1 信託の明細」の「番号」を記入します。  
2 この明細は、第11表に準じて記入してください。  
3 「価額」欄は、当該資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)を記入します。なお、当該信託財産に属する負債は、第13表(債務及び葬式費用の明細書)には記載しないでください。  
4 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託に関する権利の明細」を記載して添付してください。

3 相続税等の計算			
③ 相続税の算出税額(第1表の受託者の③又は⑩欄の金額)	④ 相続税額の2割加算額(第1表の受託者の④欄の金額)	⑤ 外国税額控除額(②欄の金額)	⑥ (③+④-⑤)の金額
円	円	円	円
法人税及び事業税等の額の基となる価額の計算			
⑦ 信託に関する権利の価額の合計額(①欄の金額)	⑧ ⑦の価額に基づく事業税の額		⑩ 法人税及び事業税等の額の基となる価額(⑦-⑧-⑨)
円	円	円	円
⑨ ⑦の価額に基づく地方 人特別税の額	⑪ ⑩の価額に基づく法人税 の額	⑫ ⑩の価額に基づく事業税の額	⑬ ⑩の価額に基づく地方 人特別税の額
円	円	円	円
⑭ ⑩の金額に基づく道府県 民税の額	⑮ ⑩の金額に基づく市町 村民税の額	⑯ ⑩の金額に基づく道府 県民税の額	⑰ ⑩の金額に基づく市 町村民税の額
円	円	円	円
⑱ ⑩の金額に基づく道府 県民税の額	⑲ (③+④-⑩)の金額	⑳ 申告納税額(申告期限までに納付すべき税額)(⑥-⑱)	
円	円	円	

(注) 1 ⑧又は⑫の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。  
2 ⑨又は⑬の各欄は、⑦又は⑩の各欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方人特別税の額」を記入します。  
3 ⑭欄は、⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。  
4 ⑯又は⑰の各欄は、⑩欄の「法人税の額」を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の額」又は「市町村民税」の額を記入します。  
5 ⑱欄の「復興特別法人税の額」の計算方法については、裏面4をご覧ください。  
6 ⑲欄の金額を第1表の受託者の⑲欄に転記します。⑲欄の金額(⑥-⑱)がマイナスとなるときは「0」と記入します。

4 信託財産責任負担債務の額の計算					
番号	① ①欄の金額	② ⑬欄の金額のうち各信託ごとの価額の合計額	③ (①×②÷⑬)の金額	④ 各信託に関する権利に係る外国税額控除額	⑤ 信託財産責任負担債務の額(③-④)
	円	円	円	円	円
信託財産責任負担債務の額の合計額					

(注) 1 この欄は、相続税額が相続税法施行令第1条の10第4項の規定により一の者の相続税として計算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に関する権利に係る信託財産責任負担債務の額を記入します(「信託財産責任負担債務」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)  
2 「番号」欄は、記載する信託財産が属する信託の「1 信託の明細」欄の番号を記入します。  
3 ②欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、「2 信託に関する権利の明細」欄の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債を控除した金額)の合計額を記入します。  
4 ④欄は、各信託のうち受託者が相続税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。  
5 ⑤欄の金額(③-④)がマイナスとなるときは「0」と記入します。  
6 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に「信託財産責任負担債務の額の計算」を記載して添付してください。